

個人情報保護への備え

来年四月の個人情報保護法全面施行を半年後に控え、金融機関を含む企業の対策と態勢整備が本格化してきた。個人情報保護への対応は、IT社会の進展でその対象や境界が不透明であるだけに経営リスク管理の重要な一環としての問題意識と全社的な態勢の構築が課題となる。



「個人情報」は「リスクの塊」であり 「両刃の剣」の意識を

提訴リスクの深度と情報危機管理の要諦

鳥飼総合法律事務所
弁護士 吉田 良夫

企業の個人情報保護への対応は経営上のリスク管理体制のあり方が問われる。まさに「経営の問題」としてとらえることが必要である。本稿では、情報漏洩は企業に甚大なダメージを与えるといわれるがどの程度のリスク性があるのか、その慰謝料額や提訴の現実的可能性についてどのように考えるべきか、とくに個人情報ハリスク性に関し三つに分類できるが、これに対応して企業は情報管理をどのように実施すべきか、等について実務的考察を行う。情報漏洩の防止のためには、他社の情報管理体制を十分に検証し自社においてそれと同等もしくはそれ以上の情報管理体制を実現するという企業決意と努力が必須である。そして、企業はその企業決意と努力により企業防衛と企業価値向上を実現できると考える。

情報漏洩の

プライバシー侵害訴訟

最近の個人情報漏洩事故の原

因を分析すると、	内部者の過	別できる。しかし、その八割は	事故の真の原因は内部者の悪意
失行為型、	内部者の故意行為	内部者の行為が原因といわれ、	に満ちた故意行為である。内部
型、	外部からの不正アクセス	しかもそのほとんどが故意行為	者の過失による情報漏洩は、
型、	ウイルス型、	の四つに大	「人間はだれでも必ず間違いを

個人情報保護法のポイントと 企業対応の留意点

法定公表事項「モデル」案の提案

二フティ
情報セキュリティ推進室
課長 鈴木 正朝

個人情報保護法への対応の範囲は広いが、第一に検討すべき点は情報セキュリティ対策であり、その点で「経済産業分野を対象とするガイドライン」には対応すべき項目が細かく記載されている。これは金融機関の対応としても参考になるものと思われる。ただし、情報セキュリティにのみ目を奪われた対応では不十分であり、情報の取得から消去までの個人情報のライフサイクルに即した利用目的管理などの対策が不可欠である。また、企業は法定公表事項をウェブサイト上に掲載することも求められており、参考として「モデル」案を作成してみた。

企業実態に合った 情報セキュリティ対策を

「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」または「法」）は、最も基本的概念である「個人情報」を、生存する特定個人を識別しうる情

報と定義し（法二一条一項）、個人情報取扱事業者が取り扱う多種多様な個人情報の取扱ルールをわずか一七カ条（法二五―三一条）の義務規定で包括的に規律した。名刺情報から遺伝子情報までを含むあらゆる個人情報の取扱

いについて受当とする単一のルールを起草しようとする、非常に抽象度の高い規範とせざるをえないのは、ある意味やむをえないところであろう。民間包括規制を起草方針としたことの当然の帰結であるということが

しかし、ガイドラインの告示を待たなくとも個人情報保護法への対策を講ずることは可能である。第一に検討されるべきなのは、情報漏洩の防止である。社内の個人情報保護に伴う業務の大半は、安全管理措置（情報セキュリティ対策）と重